

様式第39号（第36条第6号関係）

懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる
相当な理由がある旨を通知した報告書

秋田県市町村総合事務組合管理者 様

秋田県市町村職員の退職手当に関する条例第18条第7項の規定により、退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に、懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨を通知しましたので、次のとおり報告します。

年 月 日

構成団体長



退職者氏名		死亡年月日	年 月 日
退職手当の受給者氏名		死亡年月日	年 月 日
相続人氏名		退職者との 関 係	
相続人住所			
相続人に通知した日			
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由			

※ この報告書には退職手当の受給者の相続人に対し通知した書類（写）及び参考となる資料を添付すること。